

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成27年7月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 堅田プライスプラザ 大津市真野二丁目字下河原 161-1 ほか
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 災害時において、駐車場を地域避難場所として使用することなど、地域からの協力要請があった場合については、十分に配慮いただきたい。
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の定めるところにより、地域住民等の理解が十分に得られるよう努めるとともに、防犯の観点に十分留意し、近隣自治会等との積極的な連携、協力を願いたい。
 - (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
 - (4) 隣接する道路は、たびたび渋滞の発生する道路であるので、車の出入りがスムーズに行えるように駐車場に警備員を配置するなど、駐車場の縮小や飲食店の設置等により渋滞を招かないよう、十分に配慮いただきたい。
 - (5) 学区内の事業所として、学区行事に対し学区自治連合会等に協力、支援されたい。
 - (6) 工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止ならびに汚濁水の流出防止についての措置を具体的に示し、十分な対策を講じること。
 - (7) 騒音規制法、振動規制法および大津市生活環境の保全と増進に関する条例に規定する特定建設作業を行う場合は、各法令等に定める期日まで（届出日と作業開始日の間中は7日）に特定建設作業実施届出書を提出すること。
 - (8) 飲食店について、大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第20条に規定する生活環境影響事業に該当する場合は、大津市環境部環境政策課と協議し、おおむね建築確認申請の30日前までに事前協議書を提出すること。
 - (9) 設置される施設、機器の内容によっては、騒音規制法等の環境法令に定める特定施設等に該当する場合があるため、事前に大津市環境部環境政策課と協議し、必要な場合は、各該当法令に定める期日までに届出書を提出すること。
 - (10) 排出されるごみは、事業系廃棄物であるので廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託も含む。）等するとともに、家庭ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
 - (11) ごみの減量化、再資源化に努めること。
 - (12) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第30条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。
 - (13) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第16条の保管基準を遵守すること。
 - (14) 廃棄物を自己で運搬しない場合は、一般廃棄物の収集運搬業者および産業廃棄物の収集運搬業者とそれぞれ契約すること。
 - (15) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (16) 申請地には都市計画施設（都市計画道路3・3・20号大橋伊香立線）が近接しているため、大津市都市計画部都市計画課と協議すること。
 - (17) 景観法に基づく大津市景観計画に基づき、一定規模以上の開発行為や建築行為等を行う場合は、事前に届出が必要となるため、早期に大津市都市計画部都市計画課と景観に関する協議を行うこと。
 - (18) 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容等によって許可が必要となるため、事前に大津市都市計画部都市計画課と協議を行い、必要な場合は、許可を得ること。
 - (19) 都市計画法に基づく開発行為に該当する場合は、同法第29条に基づく許可が必要になるので留意し、大津市開発事業の方法及び基準に関する条例および大津市開発許可制度に関する基準を遵守すること。
 - (20) 来客車両の出入りに伴う交通渋滞が市道に影響しないように店舗場内で交通誘導対策を講じること。
 - (21) 当該地付近の道路は、小中学校の通学路に該当するので、工事等の際には、児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行については、交通誘導員を配置するなどの十分な安全対策を図られたい。また、該当校へ事前に説明願いたい。なお、開発事業に伴い発生した問題は、事業者において解決すること。
 - (22) 屋上駐車場にソーラーパネルが設置されることから、当該駐車場に設置されている消防用設備等に支障がないように配慮すること。
 - (23) 当該消防用設備等に移設・増設等の工事が必要となる場合は、管轄する大津市北消防署と事前協議を実施し、届出書類等を提出後、検査を受けること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 平成 27 年 7 月 24 日から平成 27 年 8 月 24 日まで